

飲食店におけるワクチン・検査パッケージ制度に関するQ&A

質問番号	分類	質問	回答
1	緩和の内容	1テーブルあたりに何人でも着席させることができるのか？	人数制限はありませんが、対人間の距離など、みえ安心おもてなし施設認証制度の認証基準は順守していただく必要がありますので、ご注意ください
2	緩和の内容	ワクチン・検査パッケージによる行動制限の緩和を受ける登録を行わないと、緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域とされた場合、時短要請の緩和や酒類提供自粛の緩和を受けることができないのか？	みえ安心おもてなし施設の認証を取得していれば、行動制限の緩和の適用の登録を行わなくても、時短要請の緩和、酒類提供自粛の緩和を受けることができます。
3	登録	登録する前に、現地確認はあるのか？	既にみえ安心おもてなし施設の認証を取得している場合は、登録の前に現地確認はありません。ただし、登録後に、認証基準を順守しているか、接種歴や検査結果の陰性の確認を行っているかなどを確認させていただくことがあります。
4	登録	飲食店利用者にはどのようにワクチン・検査パッケージを利用できる店舗であることがわかるのか？	登録を行った店舗には外側から見える位置にステッカーを掲示いただくことになっています。また、認証制度のホームページに登録店であることがわかるように掲載する予定です。
5	登録	登録の申請を行ってから、ステッカーが交付されるまでにどのくらいの時間がかかるのか？	既にみえ安心おもてなし施設の認証を取得している場合は、申請書が事務局に届いた後に通常1週間程度でステッカーを交付する予定です。 みえ安心おもてなし施設の認証を新たに取得する場合は、現地確認が必要になりますので、認証そのものに通常3～4週間程度かかります。 なお、ホームページへの反映には時間がかかる場合があります。
6	制度周知	ステッカーは店舗に必ず貼らなければならないか？	外側から見える位置に必ず貼るようにしてください。
7	ワクチン接種歴又は検査結果の陰性確認	同一テーブルに案内する予定だった団体客のうち一人のワクチン接種歴も検査結果の陰性も確認できない場合は店舗を利用してもらうことはできないのか？	ワクチン接種歴又は検査結果の陰性を確認できた入店者とそうでない入店者を別のテーブルに案内すればご利用いただけます。なお、その際はテーブル間の交流が生じないようにすることが前提となります。
8	ワクチン接種歴又は検査結果の陰性確認	ワクチン・検査パッケージ制度に登録を行うと、この制度を利用するテーブルと利用しないテーブルを空間的に分離しなければならないのか？	空間的に分離することが望ましいですが、必ずしも分離しなければならないということはありません。
9	ワクチン接種歴又は検査結果の陰性確認	従業員についてもワクチン接種歴や検査結果の陰性を確認しなければならないのか？	従業員については、ワクチン接種歴や検査結果の陰性の確認は必須ではありません。
10	ワクチン接種歴又は検査結果の陰性確認	ワクチン接種は何で確認すればよいのか？	予防接種証明書(接種証明書、接種記録書等を含む)により、利用者が2回接種を完了していること、2回目接種日から14日以上経過していることを確認してください(予防接種済証等を撮影した画像や写し等の確認でも結構です)。また、その際に身分証明書等により本人確認を行ってください。
11	ワクチン接種歴又は検査結果の陰性確認	緩和の適用を受けようとする利用者の中に、未就学児が含まれる場合はどのように対応すればよいのか？	未就学児(概ね6歳未満)については、同居する親等の監護者が同伴する場合には、行動制限の緩和を適用する上での検査は不要です。 なお、6歳以上12歳未満の児童については検査結果の陰性の確認が必要です。

質問番号	分類	質問	回答
12	ワクチン接種歴又は検査結果の陰性確認	検査結果の陰性確認に利用できる検査はどのようなものがあるか？	PCR検査等が推奨されますが、事前にPCR検査等を受検することができない場合にも対応する観点から、抗原定性検査も利用可能です。
13	ワクチン接種歴又は検査結果の陰性確認	利用者が受けた検査がPCR検査の場合どのように確認を行えばよいのか？	医療機関や衛生検査所等が発行した結果通知書等により、利用者の検査結果が陰性であることを確認してください。また、その際に身分証明書等により本人確認を行ってください。
14	ワクチン接種歴又は検査結果の陰性確認	利用者が受けた検査が抗原定性検査の場合どのように確認を行えばよいのか？	検査実施者が発行した結果通知書により、利用者の検査結果が陰性であることを確認してください。また、その際に身分証明書等により本人確認を行ってください。
15	ワクチン接種歴又は検査結果の陰性確認	PCR検査、抗原定性検査はどこで受けることができるのか？	医療機関、薬局、衛生検査所等でワクチン・検査パッケージに係る検査事業実施にかかる計画書を提出し、県の登録を受けた検査事業者の施設内で受けることができます。なお、現在、検査拠点の整備に向けて準備を進めています。